

## 団練と郷勇との関係について

— 湘郷団練と湘勇の場合 —

筆者は先に太平天国革命運動の圧殺に活躍した湘勇の故郷である湘郷県において、知県朱孫詒及び県内の諸生羅沢南・王彝等によって団練が結成・組織され、これが後の湘勇のそもそもの母体となつた事を述べた。<sup>(1)</sup>

所でその後に入手した尹福庭氏の「関于湘軍的生産与曾国藩辦団練的關係」の論文<sup>(2)</sup>において、湘勇の創建は団練の結成と同時に進められ、そこに前後の關係は存在しないとされ、通説的見解である団練の展開による湘勇の組織化という考えを否定された。又氏は曾國藩の団練に対する考えについて、指導者の人材・經費の問題等で困難が多く、却って弊害を生ぜしめる「弊政」として認識していたとして否定的に解され、皇帝の命を承けて湖南の団練結成に当つたと言われるが、実際には団練結成の名の下に、新たな軍事力としての郷勇の結成を進めたものであると論断されている。

しかし氏自身も認める如く、朱孫詒が唱導・組織し、羅沢南・王彝に率いられて長沙守備に当つた千名の団丁を曾國藩の指揮下に入れ、これを改組拡充する事によって湘勇を組織したわけであり、そ

こには明確に湘郷団練が湘勇結成の前提に在つた事を見て取る事が出来る。決して最初から団練と郷勇が同時に組織されたのではない。

又氏は宋夢蘭に宛てた書簡を根拠として、曾國藩が団練の力・役割に全く期待を持たず、むしろこれを「弊政」として否定的にさえ考えていたとされたが、この書簡の全体の論調からすれば、「土匪」討伐における団練の有効性、その必要性を認めており、現状の団練の在り方を批判しているものであり、有能な人材による団練の組織・運営の必要性を述べている<sup>(3)</sup>と解すべきである。さもなければ、宋夢蘭を安徽南部での団練策展開の適任者として推せんはずがない。従つて湘勇の母体はやはり咸豊二年(一八五二)段階に湘郷県で組織された団練であり、団練が湘勇組織化に先行していたと見るべきであり、更にその後の湘勇の拡大・増募が、その主力である湘郷県や宝慶府下での団練の組織化を前提とし、その団丁より練勇を招募していったものと考えられる。即ち団練は郷勇を輩出する母体として、郷勇の供給源としての役割を果したものと考えられるのである。

以下小稿では、湘郷団練の展開と湘勇との關係を、主として湘郷団練が湘勇増募の際の練勇の供給源となつていた事を中心として、

目 黒 克 彦

(史学教室)

検討することとしたい。

## 二

筆者は前掲拙稿において、湘郷団練の組織化の前提として、知県朱孫詒が当時紊乱を極めていた徴税の改革を当地の郷紳の協力の下に実行した事が、その後の団練結成において郷紳の協力・参加を得るに大きな意味が有った事を述べた。その後これに関して、当時中央政府高官として北京に在った曾国藩に宛てた、父曾麟書（県学生員）・弟国潢・国荃（優貢生）の書簡の中に、この間の事情に関する記載が有り、これによって徴税改革・団練組織化への郷紳層の関与の面で、若干の補遺を行う事から、団練組織化の展開過程の検討を始める事とする。

湘郷県の錢漕徴収は、従来戸糧房の書吏による「包徴包解」により、民に対する不当な誅求、官における巨額の虧欠の累積という事態が生じていたが、新任知県朱孫詒は、咸豐元年三月、その改革に着手した。曾麟書の国藩宛ての三月十五日付の書簡に拠れば、同月十日、知県より錢漕徴収改革に付き、協議の為に県城への出頭依頼を受け、十二日に県城へ赴き、十三・四日と他の郷紳と協議したと述べている。<sup>(4)</sup>更に国潢の国藩宛の書簡に拠れば、曾麟書はその後再び知県の依頼により、国潢を伴い、県内の永豊市に出駐し、錢漕の徴収・虧欠補墊の為の勸捐活動を行ったと言う。<sup>(5)</sup>曾麟書と共にこれらの活動に従事した人物として、朱堯階・劉象恆・劉蓉・賀石農・趙玉班の名が挙げられている。<sup>(6)</sup>この中で劉象恆は字を月桂と称し、道光十九年（一八三九）の挙人であり、県志に「恆に県城に在り、団練を筹辦し、事に当り倚重せらる」とされている人物であり、<sup>(7)</sup>劉蓉は県学の生員で後に湘勇の一武将となる。他の朱・賀・趙につ

いては明らかでないが、いずれも生員以上の身分を持つ者であったと思われる。

さて知県がこれら郷紳を集めて協議した内容は、新たな錢漕徴収の章程作定、「餉価」の議定、銀の換算額の決定、及び前任者の任内に生じた虧欠額二万六千両余の補填方法についてであった。<sup>(8)</sup>即ち錢漕徴収法を官徴官解に改め、書吏の介在を排す事、銀の換算については正銀一向を九八銀一両四分とし、更に票銀を一分を限度として、大中小戸に不均等に（恐らく大戸に重く）加える事としている。この方法によれば、大戸の強梁なる者は従来負担が軽かったが、この改革では減額とならない。一方中戸・小戸は往年の半額の負担となる（補註）と国潢は報告している。

一方虧欠の補填法については、前稿でも触れたが、<sup>(9)</sup>結局捐輸による事とした。この件については国藩の懸念が伝えられたが、県内の富戸による捐輸が為され、貧戸よりは一文も取らなかつた、と国藩の懸念を否定している。<sup>(10)</sup>

これらの改革において、書簡による限り、曾麟書の果たした役割は大きく、錢糧の催促・収納の活動に従事し、又勸捐活動も行っている。<sup>(11)</sup>従って朱孫詒治下の湘郷県における徴税改革は知県の発議と郷紳層の積極的な協力・活動の下に進められ、実務の面でも郷紳の参加が知られる。以上の事から、郷紳の役割は単なる政治的な発言力の行使や教化の側面のみならず、徴税等の県政の諸々の実務の面でも大きな役割を演じていたのであり、県政の施行に深く関与しており、知県も彼らに依拠して始めて県政の円滑な施行が可能であったと言えるであろう。

かかる郷紳の役割の大きさは、県内に起った「土匪」討伐に際しても見る事ができる。咸豐元年六月、湘郷県において左光八を中

心とする事件が発生した。曾國潢はこれを「大盗案」と称しているが、<sup>(12)</sup>八都の住民左光八が近隣の余党百余人を結集し、県の東南部の八・二十三・二十四の各都で横行し、盜賊行為を働きつつ郷里に盤居し、住民はもとより、官憲もこれを取締り得ない状況が、三十年も続いていたと言う。六月九日、二十四都の紳耆達が錢糧督促の協議を行ったが、その席で左光八の問題に論議が及び、紳耆が集団で左の家に赴き、二十四都における不法行為をやめる様説得し、又保甲や左光八の房首・戸首に彼の行動を抑えさせる様に要請しようとした。紳耆達の乗った轎が左家から一里程離れた謝店に至ると、左の手下多数が武器を手に行く手を阻んだ。為に紳耆達は引き返そうとしたが、手下が彼らを尾行し襲撃せんとしている事を知り、謝店の祠に匿れ急を知らせた。この夜救出に赴かんとする者が全県より二千名集まり、國潢も父命によりこれに加わり、翌十日、二十三・二十四都に集結した人々は数千人となり、左光八逮捕に出勤したが、この日五名の手下と武器を捕獲したに止まった。この五名は曾麟書によって県城に護送され、重刑に処せられるであろう、と國潢は報告している。<sup>(13)</sup>この報告に対して、國藩は左光八一党の肅清は大きな功績であるが、湖南は会匪充斥の地であり、これを機に会匪の活動が活発化しかねない為、湖南に出駐している總督程高采と充分な連絡協議の上で、討伐を行う様に指示している。<sup>(14)</sup>

七月の「会匪」蜂起の件は前稿でも触れたが、<sup>(15)</sup>この「会匪」討伐には、曾麟書の率いる百余人、劉振宗・蓉父子の率いる二百余名の団丁も加わっている。<sup>(16)</sup>従ってこの熊聡一・王祥二味の討伐では、朱孫詒は王彝や康景暉の率いる団丁の他に、曾・劉家の組織した団丁をも動員したのであり、既に七月段階で知県の行政に積極的に協力参加していた郷紳の手で各々に団練が組織されていた事が知られ

る。

又この「会匪」の中心人物の一人である王祥二は討伐に当った郷紳の一人と目される朱肅山の表兄であり、王の一族はこれまで祥二の威権に阻まれ、錢糧納入を為し得なかったと言う。<sup>(17)</sup>

以上の事から「土匪」「会匪」と記される人々の具体的な在り方として、郷村内に住居を構え、地域において血縁的地縁的關係を保有している人物が、その個人的な実力・能力によって仲間を集め、地方において不法行為を行なっており、郷村より遊離し、山岳地帯に集団的に居住するものとは色彩を異にする集団の存在が認められる。かかる不法集団の存在を明らかに認知しつつ、これを弾圧しない、或いは弾圧し得ない状況が、朱孫詒着任前に展開しており、この事が錢糧徴収を困難にし、又一般納税戸も抗糧に同調する素地を与えていた<sup>(18)</sup>と理解される。保甲制における保甲内の相互監視と、内なる反体制分子の抑圧はかかる存在に向けられた機能であったと考えられる。

朱孫詒は錢糧問題と保甲・団練による会匪の肅清とを一体のものとして捉え、錢糧問題における書吏による「包徴包解」を「官徴官解」に改めると共に、抗糧行動の風潮を醸成する存在であった左光八や王祥二等の「土匪」の潰滅を図る事によって、抗糧の事態の終息を図り、治安・秩序の回復を求める意図がこめられていたのである。即ち朱孫詒の着任以来の施策は、かかる錢糧徴収の円滑化と治安・秩序の確保の両面を一体化して進めた。その鍵となるのは郷紳の全面的な協力参加と、保甲・団練の実効ある展開であった。

団練の結成に関して曾一家の書簡によって新たに知り得る事をまとめれば、一つは広西省都桂林が太平軍の包圍攻撃下に在った咸豐二年四月より、長沙では早くも不安感が広まり、無知なる者は早く

も他の安全地帯へ避難を図り、やや見識有る者も、都市より危険の少ないと考えられる農村に移住し、自己の生命財産保全の為の私兵集団としての団練結成を図る者の存在を見出す。<sup>(19)</sup>かかる不安は太平軍の北上につれて益々高まり、同月中旬には省城内の富家巨室や官吏・書役の家族の避難・逃亡が見られ、既にこの段階で長沙は一種の恐慌状態を呈しつつあった事が知られる。<sup>(20)</sup>かかる動きが高まる長沙に在って、前永順府知府の夏樾を中心として、防備体制の構築、団練・保甲策の展開が図られようとしている。団練策について、夏は巡撫にその経費の公金よりの支出を求めたが、これが拒否されるという状況であり、<sup>(21)</sup>又城壁の補修も捐輸を募ったが、出資者は極めて少なく、容易に進行し得ない様子を曾国荃は伝えている。<sup>(22)</sup>

湘郷県では朱孫詒を中心に、二年四月中旬に郷紳との協議の上、「合邑紳耆酌議條約」を定め、再度の団練策の展開に努める事となる。協議に加わった各郷紳は、自己の郷村において一定の期限内に十名或いは数十名を招募し、総数六百名を目標とし、これを県城に集めて部隊編成・守備分担を行うとし、これは知県の裁定に委ねる事としている。<sup>(23)</sup>ここに言う壮勇は、所謂團練保甲制よりは、より訓練・編制を整え、郷土防衛の力を期待する部隊である。団練策の展開において組織される武装集団の防衛力の強弱による段階付けについては後述する。湘郷の保甲制は「五戸連結」と称される連帯責任制を持つ組を組織し、これにより相互監視・牽制を行い、内より反体制分子の出現を防ぎ、外よりの侵入を阻まん事が意図されている。この時「五戸連結」を他戸より拒否される者、即ち連帯責任を負う事を拒否される戸が存在する場合、その戸の一族の身許保証の有無、本人自身の悔悟の情有無を確認し、有れば編入し、無ければ近隣の人々はこれを放逐する。それも不可能の場合は、嚴重な監視下に

置くとしている。<sup>(24)</sup>「放逐」とは具体的にどうするのか。史料では「不然則左右逐之」とあるが、村落より追放する事であろうか。今は疑問を留めておく。

咸豊二年四月下旬、太平軍が省境へ迫るといふ状況の下で、長沙の当局にはこれに充分に対処し得る官員がいないと国荃は慨嘆しているが、同時に省城の「大吏」が郷勇千名を招集し、省城や衡州等の要隘を守備させてはという議が起り、夏樾がこれを主事し、湘郷の朱知県と連絡し、湘郷より曾国潢に二・三百名を率いて長沙へ赴かせたいとの要請が有り、これを国荃に転託した事を報告している。<sup>(23)</sup>この議は実現しなかった様であるが、既にこの時に湘郷で編成された壮勇を長沙守備に充てようという考えが出ている事が知られる。

以上、曾家の書簡によって、咸豊初・二年の湘郷県における状況についての補遺を行ったが、そこには地方行政に対する郷紳層の深い関与を見出す事が出来るが、他方で長沙の例に見られる様に、太平軍接近の報に対して、多くの官吏及び富商巨室と称される人々が早い段階から狼狽し、避難逃亡に忙しかった様子が知られる。従って積極的に治安・秩序を回復し、体制擁護に立ち上ったのは、必ずしも郷紳層全体の行動としてではなく、郷紳としての位置・役割を明確に認識し、自己の支配的地位の危機を痛感する少壮の郷紳、全体的に見ればむしろ下層郷紳の行動として捉える事が出来る様に思える。上層の郷紳は既得の富・財産の維持に汲々としており、ましてや一般官吏の責任回避・事勿かれ主義によって、新たな事態への対応を鈍らせたと言えるであろう。

## 三

湘郷知県朱孫詒の唱導によって組織された団練は、「土匪」の弾

圧行動によってその活動を開始したが、二年七月、太平軍の長沙包圍という事態によって、一挙に郷勇としての湘勇への展開を開始する事となる。この省都長沙の包圍は、湘郷県に大きな衝撃となって伝わり、動搖を示し、県内に「土匪」の蜂起事件が起った事は前稿に記した。そして又この長沙包圍という事態は、湘郷団練が郷勇へ質的転換を遂げていく上で、重要な伏線となっていると考えられる。

湘郷人彭洋中の記す「湘勇源流記」に拠れば、未だ長沙が包圍下に在った十月に、王鑫が一部隊を率いて長沙救援に出勤する事を要請し、知県朱の賛同激励を得て十月十九日に到着したが、この時既に太平軍は包圍を解いて西に向った為、為す事なく帰郷したと言う。<sup>(26)</sup> 郭廷以氏の「太平天国史事日誌」に拠れば、十月十九日に太平軍が包圍を解き、湘江を渡ったと記している。<sup>(27)</sup> とすれば王鑫の部隊の到着と太平軍の撤退は同日であった事になる。一方王鑫の年譜では、長沙の包圍を解いた太平軍が、寧郷に引返したという情報により、県北の馬托鋪に駐留していた部隊を県城近くの雷家鋪へ移動させ、太平軍の接近による「土匪」の呼応を防ごうとしたと記し、続いて彼は単身で長沙へ赴き、太平軍の行方を探った。その際に友人に宛てた書簡で、長沙において江忠源と会談した事を記している。この会談の中で、江は太平軍が湘潭から宝慶へ向うと考え、王は寧郷から常德へ向うと観測したと言う。しかし太平軍の動向掌握が不確実の為、一旦帰郷し、確実な情報を得て再度出勤しようとしていることを述べている。<sup>(28)</sup> この事は当時清軍側に在っては、長沙撤退後の太平軍がどの方向に向うか判断出来なかつた事を示しており、郭氏の言う如く、南下説も出ていたわけである。<sup>(29)</sup> 王鑫の長沙行に関して「源流記」と「王年譜」との間に相異が有るが、史料の性格から、「王年譜」説を取るべきであろう。

さて王鑫は太平軍の動向を把握出来次第、ただちに部隊を率いて出勤する意図を持って帰郷し、知県に対して出勤要請を行った。これに対して朱知県は、王の申し出を壮とし、糧台（督糧道台）に対して、出勤する王の部隊に対する軍糧を長沙において糧台より支給し、湘郷より運送の煩を避けたいと要請した。しかし糧台は、太平軍が既に撤退した事、団練部隊は自らの境域の守備に当るべきであり、出境勤賊の要はなしとして、朱知県の要請を拒否したと言う。<sup>(30)</sup> この湘郷団練の越境出勤については、団練結成の際に朱知県は、「専ら本邑城郷を保守する為に設け、並に調遣出征の情事なし<sup>(31)</sup>」と断言し、人々を納得させようとしていた。この時の朱孫詒の考えはここに見た督糧道台の認識と同じであったと言える。一方王鑫はかかる団練と郷勇との性格の相違についての認識は薄かったと思われる。現に湘郷の団練は後述する如く、この以前に營制・号令を定め、訓練を重ね、郷勇としての形態を取りつつあり、遠征に堪え得るものとしての自信を持っていたと考えられ、その力を実戦において試みたいという欲求が有ったと思われる、そこには既に、単に境内の防衛のみに止まる事を潔しとしない気持を抱いていた事を見出せる。王鑫等団丁を統率する人々が焦燥感に駆られ、出勤を要請する事は理解に難くないが、知県朱孫詒が嘗ての公約に反して越境出勤を認めようとしたのは何故か。当時長沙には江忠源の率いる郷勇<sup>||</sup>楚勇が活動しており、当然朱もこれを聞知していたから、王鑫の熱心な要請と楚勇の活動に動かされたものと思われる。従って太平軍の長沙攻撃という時点で、団練の組織・運営に積極的に従事していた人々の間には、既に郷勇への発展を志向する意向が強かったと言える。更に言えば、この時期の湘郷団練は郷土防衛の部隊から、越境勤賊を行う郷勇へ変質しつつあったと言う事が出来るであろう。

しかしこの時には、督糧道台がこれを団練として認識し、軍糧の発給を拒否した為に果せず、十二月巡撫張亮基の出動要請によって、郷勇への発展を具体的に開始する事となったのである。

次に湘郷団練の長沙への出動に至るまでの内部強化について見る事とする。「源流記」では、朱知臬は王鑫が県北の馬坵鋪へ出駐する際に、その部隊の戦法として、「起伏分合、周旋獵逐之式」と称する陣法を授けたと記している。<sup>(32)</sup>これを承けて王鑫は訓練を積重ね又康景暉・趙煥聯の部隊もこれに倣い、湘勇の紀律の基礎をここに求めている。<sup>(33)</sup>一方「王年譜」では、羅沢南と共に營制・号令を制定し、隊伍を編成し、親ら教練に当たったと言う。<sup>(34)</sup>更に駱秉章はその上奏において、王鑫・羅沢南が「束伍選士之法」による部隊の編成・教練を行う事によって湘勇の基礎を築いたと記している。<sup>(35)</sup>以上の事から、湘勇の編成・紀律等の基礎は、朱・羅・王によって築かれた事になる。こうした形が作られ、日常的に訓練を積む武装部隊の成立は既に団練としてよりは、むしろ郷勇としての武装部隊の性格を強く持つものと言えるであろう。

この当時の湘郷における武装部隊の編成及び規模はいかなるものであったのか。長沙出動の以前において、県城郊外の三坊三都に在っては、各戸より選抜訓練し、県城防衛の武力とし、城内に在っては八団を編成したと言う。この城内における団練は、団総一人の統率下の壮丁二百人で一団を編成し、団内を二十五人一班の小単位に分けて訓練・行動を展開するとしている。<sup>(36)</sup>これによれば、城内の団練は千六百人の壮丁及び八人の団総によって構成されるが、郊外の団練の規模は不明である。これらはいずれも団練としての武装力であり、これとは別に、既に七月の時点で王鑫・康景暉・易良幹の率いる部隊が、各々左營・右營・中營を編成し、<sup>(37)</sup>当初一營三百六十

人であったが、八月に八百人に増員せんとしている。

以上の事からすれば、湘郷県では二年八月の時点で、専門的・日常的に訓練し、營制・紀律を持ち、郷勇としての性格の強い王鑫等の率いる三營の部隊と、城内の八団及びその郊外、更に農村部の団練とに分かれ、別個に展開されていた事を見て取る事が出来る。かくして「技撃を習い隊伍を嫻う者、綜計約十数万なり」と称される。<sup>(39)</sup>これは誇張の気味が強いが、ともかく湘郷の団練が、その発足の早々において、後の湘勇の中核を構成する部隊が編成され、一般の団練とは別の編成が施されていた事が理解される。

さて咸豐二年十月十九日、太平軍が長沙の包圍を撤し、湘江を渡り北上した後、長沙の守備に当たったのは、精銳部隊が太平軍を追って北上した為に、残留の広西より調動された潮勇六千余であった。

しかしこの部隊の綱紀は廢弛を極め、郷村を掠奪し統制に服さない状態であり、到底守備の頼りとはなり得なかった。<sup>(40)</sup>この為湖南巡撫張亮基は江忠源の楚勇二千の他に、十二月に湘郷知県に檄を發し、將たるにふさわしい人物の推挙を依頼した。これに対して朱知臬は王鑫・羅沢南・羅信南を推挙し、彼らは千名の団丁を率いて長沙守備に當る事となった。<sup>(41)</sup>これが湘郷団練の最初の越境出動であった。

これより先十一月二十七日、張亮基は当時婦郷し服喪中の曾国藩を起用し、湖南の督弁及び「土匪」の取締りに当らせよとの上諭<sup>(42)</sup>を受け、十二月十三日にこの上諭を曾の許に伝えた。曾は張に対して服喪を全うさせて欲しい旨上奏を依頼すべく草稿を記した。これが發送される前に、張より武漢の失陥を伝える書簡が届き、更に友人郭嵩焘の勧告もあり、先の辞退の書簡を焼却し、十七日に湘郷を發し、二十一日到着して張と会談し、翌日に「敬陳団練查匪大概規模摺」の上奏を行い、就任受諾を報じている。<sup>(43)</sup>

さて曾国藩が長沙へ赴いた時には、既に羅沢南・王鑫等の率いる湘郷団練千名が長沙の守備に當っていた。<sup>(44)</sup>曾は先の上奏において、団練についての考えを述べている。即ち郷民を結束させ訓練を施す事は急務であるが、問題は経費の調達・運用の面で常に弊害を惹起する事である。そこで従来の悪弊を避ける為に、官がその経費を支出し、民間よりの派取は行なわない事、その管理・運用は公正なる紳善に委任すべき事が必要であると言う。<sup>(45)</sup>この事は曾の考える団練とは、公費によって給養される存在であり、従来の団練が民間での派徴・捐輸によって維持・運営されるものと異なっており、その点で郷勇と相通する性質を持つものにすべきであると考えていた事を見て取れる。即ちそこに彼の郷勇創設の意向を汲み取る事が出来るであろう。そこから当時の長沙における防備が極めて手薄となっていた事を理由として、省城に一大団を組織する事を提起している。即ち省内各県で既に訓練を積んでいる団練の部隊を長沙に集め、これを明の戚繼光等の手法に倣い、訓練章程を制定して強力な部隊に編成し訓練せんとしている事を述べている。<sup>(46)</sup>この上奏は嘉納され激励を受けた。<sup>(47)</sup>曾国藩はこの方針に則り、湘郷の団練部隊千名を自らの指揮下に組み込み、訓練が行なわれた。当時湖南で団練部隊を組織していたものとして、江忠源の率いる新寧県の部隊、楚勇・南勇（華容県下の南州か）<sup>(48)</sup>・宝勇（宝慶）・瀏勇（瀏陽）が有り、これと區別する為に湘郷の部隊は湘勇と称されることとなった。後に曾の指揮下の部隊が拡大されるに従って、湘郷のみならず、他府県出身者もこれに加わる事となるが、湘郷出身者が比較的多く、且つ指揮官クラスは湘郷人が多数を占めた為に、湘勇が湖南郷勇の総称の如く称される様になったと思われる。これに要する経費は、恐らく先の曾の主張の如く、原則として公項より支出されたであろう。

翌三年正月、曾国藩は「与各州県書」「与省城紳士書」「与湖南各州県公正紳善書」を発し、団練の実施は経費の調達が最大の難問であり、人材・地域を選定し、慎重に進めねばならない事、目下の急務は保甲制の確実な施行である事を強調し、これらの政策の展開において、自らの態度として「不要錢、不怕死」<sup>(49)</sup>を堅持する事を誓っている。<sup>(50)</sup>曾国藩の意図は各々の地の郷紳を主体とし、さほど経費を要しない保甲制を確立施行する事によって、各々の地の住民を郷紳の統制・指導下に置き、当該地の治安・秩序の安定を確保し、又団練策の実施により、外来の賊の侵入を防ぎ、更にはその中の精鋭を郷勇に補充していこうとするものであり、又その事によって湖南一省を体制側の確固たる領域とし、ここを基礎に太平軍の討伐・肅清を図っていこうとしたものであると思われる。

以上見た様に、湘郷団練は巡撫の要請によって長沙へ出動した時点で、団練としての本来の在り方である自らの郷里の防衛という枠を越え、同一省内とは言え、他郷へ出動する事により郷勇へと変質を遂げた。又これらの部隊に対する糧餉の供給の面でも、団練の場合には、各々の郷里における捐輸や派徴によって賄なわれたが、他郷へ出動し郷勇となる段階で、彼らに与えられた糧餉は公的な資金であった。先の経緯から推測すれば、恐らく巡撫の命を承けて督糧道より支出されたものと考えられる。

以後曾国藩の統率下に郷勇へと変質した湘勇は、湖南南部の「土匪」「云匪」の掃討作戦に従事した後、六月には江西へ最初の越省出動を行う事になる。

#### 四

羅沢南・王鑫等に率いられた千余名の部隊を送り出した後の湘郷

県では、三年六月、知県朱孫詒が郴州知州に転出し、泉丞の張濟遠が暫時署理し、九月、唐逢辰が着任した。<sup>(51)</sup>唐は江西万載県の人で監生出身であり、七年まで湘郷知県を務める事となる。伝に拠れば、この任内において、以下に述べる団練策の展開の他に、文武学額の増広要請、寶興堂の設立等の業績を残した名宦とされている。<sup>(52)</sup>

唐逢辰は着任後ただちに自らの捐輸によって二百名の勇丁を招募し、城内において訓練を施すと共に、県内四十七都坊の紳士層に呼びかけ、「挨戸団練章程」による団練の再組織と、各都ごとに百名の勁勇を選抜する様に要請した。<sup>(53)</sup>思うに、朱孫詒の任内において組織された団練の中の精鋭部隊は、既に湘勇として県外へ出動しており、県内を準備する中核となり得る部隊を早急に組織する必要が有った事、又朱孫詒の団練策の弛緩を再度引き締め、より徹底化を図ったものと考えられる。更に当時の太平軍との戦斗状況を見れば、七月、羅沢南の率いる湘勇は南昌の救援に出動したが、頼漢英等の太平軍によって敗られ、羅沢南の弟子であった謝邦翰・易良幹・羅信東・羅鎮南が戦没する事態が起っていた。<sup>(54)</sup>一方王鑫の部隊は広東・江西との省境一帯に転戦していた。<sup>(55)</sup>又曾国藩は長沙に在って郷勇の訓練・指揮等に当たっていたが、湖南提督鮑起豹麾下の官軍と湘勇との武力衝突が頻発した事、及び水師の組織化の必要性を感じていた事から、八月中旬にその治所を衡州に移し、水師の組織・訓練に当たっていた。<sup>(56)</sup>

王鑫は友人であった謝邦翰等の敗死に悲憤し、従前抱いていた帰郷して勉学に励まんとする意志を捨て、湖南巡撫駱秉章に対して湘勇の増募を要請した。<sup>(57)</sup>又王は八月十八日に曾国藩にもその意図を書簡で伝えた。<sup>(58)</sup>他方曾も二十日に増募の必要性を認める書簡を王に送り、衡州での会談を求めた。<sup>(59)</sup>更に曾は江忠源にも書簡を送り、王の

書簡も添えて湘勇増募についての賛同を求めた。その中では湘郷・宝慶の人を中心として増募訓練し、十月までに二千名の部隊を組織し、王鑫が率いて出動する事、その後も十一月に二千、十二月に二千の部隊を組織したい事、この件について江忠源と連名で上奏し、裁可を得次第、王を湘郷に派遣したいとして、その了承を求めている。<sup>(60)</sup>かくして王鑫は衡州において曾国藩と面談した後、湘郷に帰り湘勇の募集に当る事となる。その時期は九月中旬の頃と思われる。その時湘郷県では新任知県唐逢辰の下で、団練の再組織が図られていたのである。

唐知県は「挨戸団練章程」五条、「加諭百勇練局條規」二条を作成し、郷紳に呼びかけて団練の再組織・強化を図った。「章程」の冒頭で、朱孫詒任内の団練策の展開によって一定の成果を得、基礎を整えていると述べている。そして各都毎に組織する「百勇」は要隘の守備の為に組織されているが、県内の全戸を対象として団練を組織する事によって、「百勇」を支援する勢力を作り出す必要が有るとして、「百勇」の訓練強化と共に、「挨戸団練」を実施しようとしている。<sup>(61)</sup>この唐の意図は朱孫詒の団練が、先述の様に、一般の団練とは別に、二十五人を一班とし、二百人を一団とする部隊を組織したというものと異なる。唐のそれは、城内郷村を問わず、各都ごとに「百勇」と称される選抜された百人から成る行動部隊を編成し、有事において率先して前線において防禦に任ずるものとしている。<sup>(62)</sup>そして一般の各戸を対象として「挨戸団練」を実施せんとしている。

「挨戸団練」の内容を見れば、先ず県内の各都各区において、朱孫詒が施行した保甲制に基き、保甲・牌長によって清冊の作成が行なわれる。即ち管内の十五才以上五十才以下の男子を壮丁とし、紳・民の別なく、各清冊には各壮丁名、使用武器が記入される。こ



の清冊は区総・都総を経て、県の団練局に存置される。<sup>(63)</sup>そして十戸を単位に十長を設け、保甲制の牌長がこの任に当り、小旗一面を備える。百戸ごとに百長を置き、これも保甲が兼任し、大旗一面を備える。各壮丁は刀・矛・鎗・鉞などの武器のうち一つを自製する。自製し得ない者は竹鎗を用いさせるとしている。<sup>(64)</sup>この章程によって次の事が理解される。一つは、県域に団練局という県内の団練を統轄する機関が設けられている事である。恐らくはこの団練局の運営に当たったのは、県内の有力な郷紳が委員に任せられ従事したものと思われる。第二に、団練が保甲制に基き、各戸より派出される壮丁によって組織され、保甲制の各長が、十長・百長となりこれら壮丁を率いる。指揮系統は団練局―都総―区総―百長―十長の形になっている。咸豊元年に朱孫詒が展開したのは「練族練団」の形であり、保甲制が確立しておらず、又団練についての一般の認識が不十分な段階では、意識的な部分、可能な部分から、族を単位とした団練の結成を行なわざるを得なかったが、三年の時点では、この様に保甲制を基礎として、全戸を対象とした団練の組織化を行う事が出来る様になつていたものと思われる。この形態が典型的な郷土防衛としての団練の姿であつたと思われる。壮丁については、早朝及び夕方、農閑期、雨天の際に十長の統率の下に訓練が行なわれ、月一回区総の下で合同訓練が実施され、臨時に知県による校閲を受けるものとされている。その際にも壮丁は全て手弁当で出勤しなければならぬ。<sup>(65)</sup>従つてこの団練については、経費は殆んど要しないものであつたと考えられる。有事の際には、先ず「百勇」が出勤して要処の守備・防禦に当り、壮丁は十長・百長の統率下に、「百勇」を支援する活動を行うものとされている。<sup>(66)</sup>従つて壮丁は戦斗力としては余り期待されていない様である。

「百勇」については先の「條規」において、訓練に参加する他、平時に在つては生業に従事するとされるが、<sup>(67)</sup>その訓練の量・質は当然団練の壮丁に対するそれよりも濃密であり、時間的にも長いものであつたと推測されるから、生業に従事するとはいへ、訓練に多くの時間が割かれ、正常な営業を妨げられる事が多かつたであろう。又彼らは勝手に他の軍営や郷勇に投ずる事を禁じ、更に訓練を怠つた際の罰則を設ける等、<sup>(68)</sup>「百勇」に対しては厳しい拘束を行なおうとしている。

又「百勇」の経費調達については、所有地の多寡に照して、田一畝を単位として派徴せんとしたものと考えられる。<sup>(69)</sup>この方法は、朱孫詒の方法が、各戸に対する派徴を基本とし、加えて富戸の捐助を仰ぐというものと異なる。朱の方法では貧富を問わず一律に徴収されるという点で、一般民衆の賛同を得にくい面が考えられ、こうした点の配慮から改められたものと思われる。

「百勇」の壮丁に練勇に対する手当については詳細は不明であるが、起操（訓練の手当）・火食（出勤の際の食費）の支給が有つた様であるが、<sup>(70)</sup>その値上げ要求は「條規」において禁止されている。<sup>(71)</sup>従つて充分な手当が保障されてはおらず、前述の厳しい訓練や拘束等が有る為、必ずしも練勇に選抜される事を願わず、又選抜されても逃亡する者の出現が予測される為、その防止策も講じられている。即ち練勇が逃亡した場合、従前彼が受領した火食等の経費を返還させ、又本人からの返還不能の場合には、本人の家族又は東主より取立てると規定している。<sup>(72)</sup>所でここに見られる東主より取立てる場合が有るといふ規定は、東主に地主が自己の代人として佃農を練勇に派出し、その責任を負うている事を示している。ここから地主によって練勇に送り込まれる佃農の姿を見る事が出来るし、地主がその身

許保証をしているという事は、地主に対する佃農の隷属性の強さも想像させるものである。

以上の如く、唐逢辰着任後に展開された湘郷県の団練は、朱孫詒のそれを基礎として、より訓練を施した「百勇」部隊と、各戸より一名ずつ派出せしめ、保甲制の各長によって統率される団練とが組織されようとしていたのである。こうした状況下の湘郷県へ王鑫は湘勇増募の為に帰郷したのである。王鑫がいかにして増募を行ったか、史料は何も触れていないが、湘郷県の以上の状況から見れば、王鑫が着目したのは、当然「百勇」部隊であつただろう。県内四十七都に各々百人の「百勇」が組織されたとすれば、四千七百の練勇が存在していた事になり、この部隊の中から招募が行なわれた事が推測される。現実には王鑫は十月には三千名の郷勇及び千余名の長夫を招募し、湖南巡撫駱秉章の檄に応じて長沙に出動している。<sup>(73)</sup>

所でこの頃に曾国藩と王鑫との間に意志の齟齬が生じていた事が知られる。即ち三年八月の時点で曾・王共に湘勇の増募を考え、殆んど同時に、同様の事を記した書簡の往復が有り、更に衡州における面談によって確認しており、この時双方の湘勇増募という考えは一致していた。しかし目的及びその運用において微妙な相違が含まれている。つまり王は南昌において敗死した友人達の復讐を自らの手でやりたいという意図を持ち、<sup>(74)</sup>曾は大局的な観点から、官軍の無力に代るものとして湘勇を増募し、これを江忠源指揮下に組み込む事を考えていた。<sup>(75)</sup>ここには王鑫の個人的な動機が際立っていた事が見出される。

九月十三日、田家鎮が失陥し、太平軍は十八日に漢口・漢陽を占領し、武昌が危機状態に陥るといふ情勢の急転が起つた。<sup>(75)</sup>更に太平軍が湖南に迫るといふ観測から、長沙も警戒状態となつた。かかる

情勢の中で曾国藩の考えも変化した様である。一つは軍餉供給の問題である。当初衡州での王鑫との面談の際、増募した部隊の軍餉・武器は、王鑫が一万両を勸捐する事により賄ひ、省の軍需局を頼りたくない事としたが、<sup>(77)</sup>王は勸捐が成功しなかつた為か、省城へ赴き、一万両の支出を要請するに至り、曾はこれを叱責し、現在一万余の兵勇に対して2カ月分の資金しかないという逼迫状態の中で、新たに増募した湘勇への軍餉供給は予定と異なり、更に王が将来一万に増強したいという意図を持っている事を知り、資金調達の困難さを知らぬものと怒っている。<sup>(78)</sup>又曾は郷勇が余りに多くなる事により、その精強さが失なわれるという懸念を抱き、王の増募した三千の部隊にもその恐れが有ると述べ、<sup>(79)</sup>むしろ裁勇による精鋭性の保持を考える様になつた。従つて曾は当初の新たに六千を募り一万の湘勇を組織するという構想を捨て、王の招募した三千を限度とする事とした様である。<sup>(80)</sup>この問題以来、曾の王に対する見方も客観的になり、一方王も自己の招募した部隊が、自己を含め江忠源の統率下に入る事に不満を抱き、二人の関係は冷却していったと考えられる。

それはさておき、唐逢辰による咸豊三年の時点での団練策は、各戸より派出された壮丁による団練組織と、各都ごとに選抜編成された「百勇」部隊という二つの組織から成つており、この中の「百勇」部隊が、湘勇増募の主たる対象であり、練勇の郷勇への転化によって生じた「百勇」の欠員は、団練組織より補充されたであろう。従つて湘郷の団練策は湘郷の防衛と共に、湘勇を供給する母体を作るといふ役割を果たしたと言えるであろう。

五

咸豊四年三月、石貞祥・林紹璋麾下の太平軍は岳州を陥し、更に

湘潭を占拠した。<sup>(81)</sup>この為長沙は三たび嚴戒状態に陥った。この岳州における敗北は、湘勇の水陸両軍に大きな損害をもたらした。又この敗北は湘勇内の曾國藩と王鑫との意志の乖離も一つの原因として挙げられる様である。<sup>(82)</sup>大敗を喫した王鑫は湘郷に帰り、潰散帰郷した勇丁を招集し、五百名の部隊を編成し、郴州へ進駐した。<sup>(83)</sup>この招募及び新しい練勇に支給する武器の経費千五百吊は、湘郷県の錢糧の項から支出された。<sup>(84)</sup>

所で王鑫が招募の為に帰郷した際、湘郷県に一つの騒擾が起った。王鑫の報告に拠れば、洪克俊を中心とする数百人の「地痞及不法之勇」が、「行糧」を求め掠奪行為を繰り返したという。その対象として王鑫の住居が二度に亘って襲われ、祖祠・匾額が破壊され、家族は命からがら逃避した。又宮官の王文瑞・謝仁峻・幫弁の卿士従の家が掠奪され、更に合盛錢店・賀乘雲・王玉源・胡桂の家が襲撃されたと言ふ。<sup>(85)</sup>注目すべき事は、これらの行動の主な目的が、戦没した湘勇に対する「優卹」を要求する事であった。即ち彼らは戦没した練勇の遺族に呼びかけ、三十五都に在る槐花寺において数百名を集めて集会を開き、遺族への補償を要求する事とした。又近城の遺族も城隍廟で会合を持ち、城内と鄉村とが相呼応しつつあった様である。<sup>(86)</sup>王鑫はこれらのいずれもが、「地痞及不法之勇」が遺族を煽動・蠱惑し、騒擾を大きくし、変を起そうとしたものと判断している。しかしかかる騒擾の惹起は、湘勇増募が、決して自発的な志願によるものではなく、半ば強制的な徴兵の形で行なわれた事を推測し得る。一家の働き手を強制的に連行され、且つ失った遺族の不満・怒りの爆発であったが故に、襲撃の対象として、その中心的存在である王鑫及び宮官が選ばれたのである。そこには地主支配体制の擁護の為に、農家の働き手が戦場に駆り立てられて戦死し、残さ

れた遺族の生活の保障を求めて行動した姿を見る事が出来るであろう。この事件は当該地域の郷紳層が慰藉・懐柔に努め、共に営に赴き「優卹」を要求する事を認める事によって収拾された様である。王鑫も省当局に対して、何らかの給養を行う事を要請している。<sup>(87)</sup>しかし結果がどうなったか明らかでない。軍需多繁の折り、「優卹」が為されたとしても形ばかりのものであり、遺族の満足のいくものではなかったであろうと推測される。

五年四月、広東三合会の葛耀明・鄧像等の部隊が樂昌において湘勇を破り、湖南に進出して宜章を占拠し、同じ頃广西で活動していた昇平天国鎮南王の朱洪英、定南王の胡有禄の部隊も湖南に入り、東安を占拠した。<sup>(88)</sup>この為湖南の南部一帯は反乱勢力が跳梁し、湘郷県も嚴戒態勢に入った。ここから知県唐逢辰は、団練の引締め、再強化に努める事となる。即ち五月に郷紳層と協議の上、各都で紳耆八、九人を選派し、同族聚居の場合は戸首二、三人を選び、各人が十人乃至十数人の壯丁を招集引率し、自ら武器を準備し、日常の訓練、有事の際の県境要衝の地における防衛に当る事とした。<sup>(89)</sup>この部隊は、既成の「百勇」とは別に、その不足を補うものとして組織されようとしたものである。又この時には隣近の二、三の「百勇」の合同訓練により、有事の際の協力、相互援助を円滑なものとする事を図る論文を布告している。<sup>(90)</sup>六月には二十六都に居住する桑・林・胡姓の大族に対し、各々千名の「族勇」を組織する事を命じている。<sup>(91)</sup>更に八月には既成の「百勇」の募集・再編成を行い、十長十名・百長一名を選びこれを統率せしめ、公正紳耆を就任の条件とする都総を設け、「百勇」に関する経理等を掌管させる。そして全県の「百勇」を統管する総弁として曾國藩の弟國潢をこれに充てる事としている。<sup>(92)</sup>かかる再強化を行なわざるを得なかつた理由として、既述の

如き反乱勢力の活動の活発化に対して、体制側の武力としての郷勇が、主として軍餉の欠乏により、これ以上増加し得ない為、民間の資金によって組織・運営される団練部隊を増強する事によって、これに対処させようとした事が考えられる。<sup>(93)</sup>又従来「百勇」の実状は、現実組織され、機能しているのは七、八割であったという。<sup>(94)</sup>これも経費が続かずに廃施してしまつた為であつたと思われる。又「百勇」の武力も訓練が不十分の為に、敵と鋒を交える前に、武器を放棄して逃亡し、武器を敵に供給する結果になつてゐる事、及び自己の領域に郷村の防衛には出動するが、他郷村への救援に赴むこととしない状態であつたという。<sup>(95)</sup>この為、郷紳層の一層の自覚と協力を促し、「百勇」の質を強化し、有事の出動には官より口糧を支給する事、立功者には奨叙を申請する事、近隣の「百勇」との合同訓練、共同行動により、戦時時の友軍兵力の増加を図り、併せて日常的に相助防衛の精神を養うという方法によって、問題点の解決を図ろうとしている。

次に団練策の展開における大きな問題として挙げられる経費の調達・運用については、次の事を明らかにし得る。経費の派徴については、各戸の所有土地面積又は租収入の量によって派徴する<sup>(96)</sup>。これは中小土地所有戸に対しては前者より、地主層に対しては後者により、敵当り乃至石当りで徴収したものであろう。又「信重相控」者（中小地主に属する者）及び商人に対しては、その経営を酌量して徴収し、零細小戸は免除するとしている。<sup>(97)</sup>この各戸の徴収額の酌定は、各都ごとに協議の上行う事としている。<sup>(98)</sup>徴収方法は、団練局の総理が統轄し、毎月保甲制の保甲が催収し、団練局に納入する事、<sup>(99)</sup>恐らく保甲は牌長を動員し、管内各戸より徴収し、都総を経団練局に納入したものである。この際全額が団練局に納入さ

れ、改めて都に「百勇」経費等が支給されたのか、或いは都の経費分を保留し、残額が納入されたのか、明らかでない。支出の面では、都総は収支の明細を公表し疑惑を招いてはならないとしているが、詳細は明らかでない。<sup>(100)</sup>思うに団練局に集められた分の多くは湘勇の軍餉として供給されたものと思われる。都に在っては、「百勇」の所持する武器の調達等が主であつた様である。

以上の事から、団練の所要経費は既に税と変らない状況に在り、滞納・拒否・減額要求に対して、「簽拘勒追」の処分が行なわれ様としていた。<sup>(101)</sup>又団練経費の徴収に保甲制の機構が用いられ様としているが、保甲制の歴史において、往々錢糧徴収に従事したり、或いは筆帳費等の名目による経費徴収に際しての需索の横行等の弊害を醸成した経緯が有る。ここではその責任者に「公正紳耆」を充てる事により、かかる弊を防止しようとしているが、果して樂觀視して良いかどうか。団練経費の徴収をめぐる騷擾の発生も充分予想し得るものである。

さてかかる知県を中心として展開せんとした団練策に対する抵抗或いは妨害の動きが見出される。即ち十四都地方では、匿名の掲帖が散布され、そこには団練を妨害し、団練に従事する紳士に対する誹謗が記されていたという。知県はかかる輩は「匪党」と「素不務正之徒」であると断じ、徹底究明を命じている。<sup>(102)</sup>かかる外部からの妨害と共に、団練内に在つても、操演に追われ本業がおろそかになるとしてこれを忌避したり、老弱な者を壮丁に派出し、責を免がれようとする者の存在が知られる。<sup>(103)</sup>知県は故意に抵抗する者は簽拿し本人の父兄共々究弁するとしているが、団練の内部に在つてもサボタージュ等の消極的抵抗は免がれなかつた様である。これらの事を配慮し、又一層士気を鼓舞する為、九月には壮丁に対して訓練等に

も手当を支給する事とし、<sup>(104)</sup>又戦斗において、敵一名を殺し、その耳を証拠として呈出した者に錢三千文、生擒した者に四千文を賞金として与える事としている。<sup>(105)</sup>これは従前の士気を鼓舞する手段としての「従優奨叙」の如き抽象的・名譽的な賞によって彼らの積極的活動を期待出来ず、実利を与える事によって奮斗させようとしている。ここにはもはや郷里を守る事によって、自らの財産や家族の身命を守り得るといふ精神的な訓令・鼓舞によって、大衆を体制擁護の武力として組織し動員する事が困難になっており、まさに現実的な金銭の賞給によって動員・鼓舞せざるを得ない状況になりつつあった事を見る事が出来るであろう。

六

湘郷団練はこの後も弛緩・再編を行いつつ、しかし湖南における最も有力な団練としての位置を保持し続ける。それは眞内郷紳に「文武之資」を持つ者が多い事、歴代知県に有能な人材を得た事が挙げられているが、<sup>(106)</sup>内部において如上の問題点を含みつつ、「湖南之最」<sup>(107)</sup>としての評価を得ているという事は、団練を弊害を生ぜしめる事なく、且つ効果的に実施する事の困難さを見て取る事が出来る。と同時に、湘郷の団練がこの様に持続的に一定の有効性を持って展開されたのは、湘郷の存在という事実を踏まえて考えねばならない。湘郷が広義においては湖南出身の郷勇を指すが、しかしこの段階では湘郷出身の郷勇として意識されていた。そしてこれが太平軍及びその他の反乱勢力に対する対抗勢力として最も有力であった。かかる湘郷を支えるものとして、その出身地湘郷における団練の持続的且つ強力な展開を必要としたのである。湘郷の幾度かの敗北による立直し、兵力の補給は、常に湘郷における招募の形で行なわれた。湘

郷団練の再編・強化を知県が打ち出した時期は、湘郷の周辺に反乱勢力が進出し、郷里が彼らによって襲われる恐れが有るとされる時であったが、その時は又往往にして湘郷の敗北の時期であり、そこに因果関係を見出す事が出来る。従って当然反乱勢力の県内への進攻を防禦する目的を持つと共に、潰敗した湘郷を立直す為、練勇を補強する手段としても、団練組織の再編・強化が図られたと考える事が出来る。即ち県内の壮丁を団練乃至は「百勇」に組織し、その中の精鋭な部分を湘郷へ派出させる狙いがこめられていたと見る事が出来る。又財政の面でも、税に近い形で資金徴収が為され、団練の運営に用いられると共に、湘郷にも供給された。こうした事から湘郷と湘郷団練は密接不離の関係に在り、湘郷団練は湘郷に対する人的・物的な供給源の役割を果たすものであったと言ふことが出来る。紙幅の関係上、団練及び郷勇の内容についてのより詳細な検討を為し得ず、要点の列挙に終始した感が有る。又論証も粗雑の感を免れない様に思われるが、団練と郷勇との関係につき、以上の結論をもって、まとめに代える事とする。大方の御指正を乞う次第である。

(昭和五十七年九月一日受理)

註

- (1) 拙稿「咸豊初期団練の成立について」湘郷の母体としての湘郷県の場合」(『集刊東洋学』四六、一九八一)参照。
- (2) 「歴史教学」一九八一年第八期所掲の論文。
- (3) 「曾文正公全集」(以下「曾全集」と略称)奏稿卷二二、「派末夢蘭

- (4) 辦院南団練片」咸豐一〇年七月二三日。  
 (5) 台湾學生書局印行「湘鄉曾氏文獻補」(以下「曾文獻補」と略称)二七頁。  
 (6) 同前、二六八、二六九頁、咸豐元年五月八日付。  
 (7) 同前、同日付、二七〇頁。  
 (8) 「同治湘鄉縣志」(以下「縣志」と略称)卷一七、人物六五葉、劉東貴の項参照。  
 (9) 「曾文獻補」二六四頁、元年五月一日付の曾國潢の書簡。  
 (10) 前掲拙稿四六頁参照。  
 (11) 「曾文獻補」三〇七頁、元年九月二日付の國潢の書簡。  
 (12) (5)(6)に同じ。  
 (13) 同前、二八五頁、元年六月一日付の國潢の書簡。  
 (14) 以上の経緯は(12)に拠る。  
 (15) 「曾全集」家書卷二、元年八月一日付の國藩の書簡。  
 (16) 前掲拙稿、五〇頁参照。  
 (17) 「曾文獻補」四七頁、元年一月九日付の曾麟書の書簡。  
 (18) (16)に同じ書簡の四八頁。  
 (19) 同前、四三頁、元年一月九日付の麟書の書簡に「土匪」と抗糧の相関、更に胥吏との結託について述べている。  
 (20) 同前、五〇二頁、二年四月一日付の曾國荃の書簡。  
 (21) 同前五一頁、二年四月二六日付の國荃の書簡。  
 (22) (20)に同じ書簡の五一二頁。  
 (23) (24) 同前三四六、三四七頁、二年四月一六日付の國藩の國荃宛ての書簡。  
 (25) (21)に同じ。  
 (26) 成文出版社刊「団練事宜」所収の『湘勇源流記』(以下『源流記』と略称)三〇葉。  
 (27) 台湾商務印書館刊「太平天国史事日誌」(以下「日誌」と略称)二九六頁。

- (28) 以上の記述は「王壯武公年譜」巻上、一四・一五葉、咸豐二年一〇月の項を参照。  
 (29) (27)に同じ。  
 (30) 「王壯武公年譜」(以下「王年譜」と略称)巻上、一五葉、二年一〇月の項。  
 (31) 「縣志」巻五、兵防志二、団練の項の咸豐二年四月の項の『論速行団練』。  
 (32) 「源流記」二九葉。  
 (33) 同前、同項に「湘軍紀律自此始」と記されている。  
 (34) 「王年譜」巻上、一四葉、二年四月の項。  
 (35) 「駱文忠公奏議」湘中稿、丁巳中、「王道剿賊迭捷、疾沒軍中摺」。(33)に同じ。  
 (36) 「源流記」二七葉。  
 (37) 同前、三〇葉。しかし後一二月の長沙出動の状況を見れば、現実には増員し得ていない。「源流記」三三葉参照。  
 (38) 同前、三〇葉。「張大司馬奏稿」巻一、「咨遣官弁兵勇片」咸豐二年一月初二日、参照。  
 (39) 「王年譜」巻上、一五葉、二年一二月の項。  
 (40) 「文宗実録」巻七七、咸豐二年一二月乙亥の項。  
 (41) 以上の経緯は「曾全集」年譜巻一、咸豐二年一二月の項に拠る。  
 (42) 前掲曾國藩の年譜や「王年譜」では羅・王が先に長沙に到着していた事が記されているが、「源流記」では朱知鼎の命により、王銜が三六〇人を率いて先発し、一二月三〇日に朱知鼎が羅沢南・羅信南及び七二〇人を率いて長沙に至った、としている(三三葉)。しかしこれは史料の性格上からも、前者に拠るべきであろう。  
 (43) (40) 「曾全集」奏稿巻一、「敬陳団練查匪大概規模摺」二年一二月二日。  
 (44) 「清史稿」巻六八、地理一五に拠れば、該当するものは南州直隸庁のみである。但し南州庁は光緒一七年に設置され、その前は華容県に

- 属していた。
- (49) 「曾全集」書札卷二、「与湖南各州県公正紳耆書」。
- (50) 以上の記述は先の三書簡の内容をまとめたものとして、「曾全集」年譜卷二、咸豐三年正月の項を参照した。
- (51) 「臬志」卷六、職官志、文職の項。
- (52) 「臬志」卷六、職官志、名宦の項。
- (53) 「臬志」卷五、兵防志、団練の三年九月の項。
- (54) 「日誌」二六六頁。
- (55) 「王年譜」卷上、一六〇—一九葉。
- (56) 「曾全集」年譜卷二、咸豐三年七月、八月の項。
- (57) 「王壯武公遺集」(以下「王遺集」と略称)卷一、稟牘一「剿匪竹坑興寧連次獲勝、並上弭亂四策、懇華添募湘勇、赴援江西稟」咸豐三年八月。
- (58) 「王遺集」卷八、書札一「与曾濬生侍郎」三年八月十八日。
- (59) 「曾全集」書札卷二、三〇葉、「与王璞山」。尚これには日付が記されていないが、「王年譜」に八月二〇日と記されている。
- (60) 「曾全集」書札卷二、三三葉、「与江岷樵」。
- (61) 以上の記述は「臬志」卷五、兵防志、団練の三月九日の項に拠る。
- (62) 同前の「挨戸団練章程」第一條。
- (63) 同前第二條。
- (64) 同前第三條。
- (65) 同前第四條。
- (66) 同前「加諭百勇練局條規」第二條。
- (67) 同前第一條に「匿漏田畝、按派不均者、查出計畝処罰」とある所から推測し得る。
- (70) 同前第一條及び第二條。
- (71) 同前第一條に「各勇火食、不得向局勒加」と規定されている。
- (72) 同前第二條に「不許私自逃往他營、違者追其從前起操火食各費繳公、如本勇在逃未婦、向其父兄東主追繳」とある。
- (73) 「王遺集」卷一、稟牘一、「懇酌給撤遣各勇路費、並准假婦養病稟」
- 三年一月二日。
- (74) 「王遺集」卷八、書札二、「上羅羅山夫子」三年八月二日等にその心情を述べている。
- (75) (60)に同じ。
- (76) 「日誌」二七五・二七六頁参照。
- (77) 「曾全集」書札卷三、二二葉、「与駱藩門中丞」に「并議定軍餉不必取諸藩庫、器械不必耗諸總局、皆由勸捐、徐徐凶之」とある。
- (78) 以上の曾國藩の王龔に対する叱責は、「曾全集」書札卷三、二四葉、「与王璞山」を参照。
- (79) 「曾全集」書札卷三、二一葉「与駱藩門中丞」。
- (80) この曾國藩の考えの変化は、軍餉の問題、湘勇の精銳性の保持の問題と共に、増募の目的が湖北・武昌の救援であったが、湖北の敗勢及び湖南の危急という情勢の変化にもよると思われる。
- (81) 「日誌」三一〇・三一三頁。
- (82) 「曾全集」書札卷五、二〇葉「覆郭筠仙」には、「璞山一人而恃三千人、一出而独当一面、……所在不特不欲受僕節制、亦未欲他帥節制也。与其進止之際、以齟齬而失機、不如此時早自決定、……」とあり既に相互の乖離が認められ、又同奏稿卷二、「岳州戰敗、自請治罪摺」四年三月二〇日においては、岳州での敗北の原因として、王龔が敵の作戦に乗り、深追いをし逆襲され大敗した事を挙げている。
- (83) 「王遺集」卷八、書札一、「与邑候唐蘋洲明府」四年七月二日。
- (84) 「王遺集」卷一、稟牘一、「進剿羊樓司、先敗後勝及駱岳被圍潰散復招集潰散、力圖殺賊雪憤稟」四年三月二〇日に対する駱秉章の批文
- (85) 以上の記述は、同前「懇請究辦刼犯、優卹陣亡紳勇、並保獎以前桂東興寧戰功稟」四年五月二日に拠る。
- (88) 「日誌」三九一頁。
- (89) 「臬志」卷五、兵防志、団練の五年五月の項の「諭団練」前文。
- (90) 同前、「諭各都聯團」。
- (91) 同前、六月の項の「札飭選派族團」。
- (92) 同前、八月の項の「稟請功牌、鼓勵各團」。

- (93) 軍餉の欠乏を伝える言葉は曾国藩の友人・部下等に充てた書簡の処々に見える。「曾全集」書札卷四・五・六参照。
- (94) 「県志」卷五、兵防志、団練の六月の項の「札委带勇首領」。
- (95) (92)に同じ。
- (96) (97) (98) 同前、五月の項の『諭団練』第一條。
- (99) 同前、七月の項の『諭八総催收経費』。
- (100) 同前、五月の項の『諭各都団総加緊訓練』に、「再收捐出入、大張曉諭、母使一人心懷疑」とある。
- (101) 同前、七月の項の『諭八総催收経費』に、「如該総各戸、敢有觀望擱延、妄冀摶脱、故為争減者、定行簽拘勒追」とある。
- (102) 同前、八月の項の『諭密訪匪徒』。
- (103) 同前、九月の項の『諭合邑团勇』。
- (104) 同前、同項に「赴練支領团費」とある。
- (105) 同前、五月の項の『諭各都聯团』第三條。
- (106) (107) 同前、一〇年十一月の項の『知臬劉達善示』。
- 補註 「曾文献補」二七八頁、元年五月二三日付曾国潢の書簡。